## 米原市指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、米原市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成17年米原市水道事業管理規程第9号。以下「規程」という。)第8条の規定による指定の取消しおよび規程第9条の規定による指定の停止に関する処分について、必要な事項を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 水道事業管理者の権限を行う管理者は、米原市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が別表左欄に掲げる違反行為の項目に該当するときは、当該区分に応じて右欄に定める範囲内で処分を行うものとする。

(文書による注意等)

第3条 別表左欄に掲げる違反行為の項目に該当する場合において、管理者は、指定工事業者 に考慮すべき特段の事情があると認めるときは、同表右欄の処分に替えて、文書による注意 または警告を行うことができる。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、指定工事業者の処分に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

違反行為	処分の内容
1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
2 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 20 条で定め	指定の取消し
る機械器具を有しなくなったとき。	
3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことがで	指定の取消し
きない者として厚生労働省令で定めるものであるとき。	

4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	指定の取消し
5 水道法(昭和32年法律第177号)に違反して、刑に処せられ、	
その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日	指定の取消し
から2年を経過しない者であることが判明したとき。	
6 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者で あることが判明したとき。	指定の取消し
7 業務に関し次の各号に掲げる不正または不誠実な行為をした	各号の区分に応じ
とき。	た処分
(1) 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消しまた
	は指定の停止6月
	以下
(2) 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したと	指定の停止6月以
き。	下
	指定の停止3月以
(3) 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	下
(4) 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被	指定の停止6月以
害を与えたとき。	下
(5) 研修機会を確保しなかったとき。	文書による注意
(6) 文書による注意に従わないとき。	文書による警告
(7) 文書による警告に従わないとき。	指定の停止3月以
	下
(8) 管理者の承認を受けず、給水装置工事を施工したとき。	指定の停止6月以
	下
(9) その他の違反行為	指定の停止6月以
	下
- I	指定の取消しまた
項第3号イからホまでの欠格条件に該当する者がいることが判	   は指定の停止6月
明したとき。	   以下
9 給水装置工事主任技術者の選任または解任の届出をしないとき。	指定の取消し

	Harling Harling House
10 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職	指定の停止3月以
務に支障があるとき。	下
11 事業者、事業所の名称および所在地等の変更届を提出しないと	指定の取消し
き、または虚偽の届出をしたとき。	相足の取得し
12 規程第7条第3項に規定する廃止、休止、再開の届出をしない	指定の取消し
とき、または虚偽の届出をしたとき。	
13 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかっ	ロ部にトス分字
たとき。	口頭による注意
14 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配	
水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合に	
おいて、当該配水管および他の地下埋設物に変形、その他の異常	指定の停止1月以
を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技	下
能を有する者を従事させない、またはその者に該当工事に従事す	
る他の者を監督させないとき。	
15 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適さ	指定の停止6月以
ない工事を施行したとき。	下
16 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第6条(給水装置の	
構造および材質の基準)に規定する基準に適合しない給水装置を	指定の停止6月以
設置したとき。	下
17 給水管および給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械	指定の停止3月以
器具を使用したとき。	下
18 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに	KA OF LODIN
工事記録を作成させなかったとき。または、当該記録をその作成	指定の停止3月以
した日から3年間保存しなかったとき。	下
19 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給	指定の停止3月以
水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	下
20 給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正	
当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料を提	指定の停止3月以
出したとき。	下
21 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、または	指定の停止6月以

与えるおそれがあると認めるとき。	下
22 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受け	指定の取消し
たとき。	